

○敦賀美方消防組合火災予防条例施行規則

	昭和48年12月21日規則第1号
改正 昭和51年4月1日規則第3号	昭和55年3月28日規則第1号
昭和60年4月1日規則第2号	昭和60年12月14日規則第2号の2
平成2年5月19日規則第5号	平成4年6月19日規則第2号
平成10年9月1日規則第4号	平成12年3月29日規則第3号
平成14年8月28日規則第3号	平成15年3月26日規則第1号
平成17年3月30日規則第3号	平成18年3月15日規則第1号
平成17年7月1日規則第6号	平成19年3月20日規則第4号
平成21年5月27日規則第4号	平成24年7月20日規則第1号
平成26年6月30日規則第2号	平成31年3月26日規則第3号

敦賀美方消防組合火災予防条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）及び敦賀美方消防組合火災予防条例（昭和45年敦賀美方消防組合条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(証票)

第2条 法第4条第2項の規定により、管理者が定める証票は様式第1号とする。

(各種申請及び届出等の手続)

第3条 条例及びこの規則の規定に基づいて、消防長又は消防署長に提出する届出書又は申請書（条例第52条、第53条第2項、第54条の2の規定により提出する届出書又は申請書は除く。）は、2部提出しなければならない。

(必要な知識及び技能を有する者の指定)

第4条 条例第3条第2項第3号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第9条、第9条の2及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第12条第1項第9号（条例第12条第3項、第13条第2項及び第3項、第14条第2項及び第4項、第15条第2項、第16条第2項及び第17条第2項において準用する場合を含む。）並びに第19条第1項第13号の規定により、必要な知識及び技能を有する者として、消防長が別に指定する。

(標識及び掲示板)

第5条 条例第12条第1項第5号(条例第9条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)第18条第3号、第24条第2項及び第4項第2号、第32条の2第2項第1号(第34条第3項において準用する場合を含む。)並びに第35条第2項第1号の規定により、それぞれ設ける標識の様式は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第32条の2第2項第1号(条例第34条第3項において準用する場合を含む。)及び条例第35条第2項第1号の規定により設ける掲示板には、少量危険物(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物をいう。以下同じ。)にあつては類、品名及び最大数量を、指定可燃物にあつては品名及び最大数量を記載するとともに、少量危険物又は指定可燃物の性状に応じ、それぞれ次の表に掲げる事項を記載するものし、これらの様式は、別表第2に定めるとおりとする。

危険物又は指定可燃物の種類	防火上の記載事項
第1類の危険物のうちアルカリ金属の過氧化物若しくはこれを含有するもの又は禁水性物品(第3類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの(カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。)をいう。)	禁水
第2類の危険物(引火性固体を除く。)	火気注意
第2類の危険物のうち引火性固体、自然発火性物品(第3類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。)、第4類の危険物、第5類の危険物又は指定可燃物のうち可燃性液体類等(条例第34条第1項に規定する可燃性液体類等をいう。)	火気厳禁
指定可燃物のうち綿花類等(条例第35条第1項に規定する綿花類等をいう。)	火気注意 整理整と ん

3 条例第46条第4号の規定により設け、又は掲げる表示板又は満員札の様式は、別表第3に定めるとおりとする。

(特例の適用申請)

第6条 条例第18条の3、第23条の2、第30条の6、第35条の3又は第41条の2の規定による基準の特例の適用を受けようとする者は、条例第18条の3又は第23条の2の規定による特例の適用にあつては様式第1号の2、条例第30条の6の規定による特例の適用にあつては様式第1号の2の2、条例第35条の3の規定による特例の適用にあつては様式第1号の3、条例第41条の2の規定による特例の適用にあつては様式第1号の4による申請書を消防長に提出しなければならない。

(措置命令等を発した場合の公示の方法)

第6条の2 法第5条第3項(法第5条の2第2項、第5条の3第5項、第8条第5項(第36条第1項において準用する場合を含む。))、第8条の2第4項(第36条第1項において準用する場合を含む。))、第8条の2の5第4項及び第17条の4第3項において準用する場合を含む。)の標識は、様式第1号の5のとおりとする。

2 省令第1条の管理者が定める方法は、消防本部、消防署及び分署への掲示とする。

(防火対象物の点検基準)

第6条の3 省令第4条の2の6第1項第9号の管理者の定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第9条に規定する火を使用する設備、火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具並びに火の使用に関する制限について、条例第3条から第11条の2まで、第19条から第23条まで、第24条及び第27条に規定する基準
- (2) 法第9条の4に規定する指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取扱いについて、条例第31条から第35条の2までに規定する基準
- (3) 法第17条第2項の規定に基づく消防用設備等の技術上の基準について、条例第36条から第41条までに規定する基準(消防用設備等の機能に係るものを除く。)

(防火対象物点検の特例認定の基準)

第6条の4 省令第4条の2の8第1項第4号の管理者が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第9条に規定する使用に際し、火災の発生のおそれのある設備について、条例第12条から第16条まで及び第18条の2に規定する基準
- (2) 前号に掲げるもののほか、消防長が定める基準

(防火対象物点検報告特例認定申請書の記載事項)

第6条の5 省令第4条の2の8第3項第2号の管理者が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防火対象物の名称、用途及び収容人員に関する事項
- (2) 防火対象物の位置、構造、階数及び規模に関する事項

- (3) 防火管理に関する事項
- (4) 法第8条の2の2の規定に基づく防火対象物点検報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特例認定に必要なものとして消防長が定める事項
(防災管理点検報告特例認定申請書の記載事項)

第6条の6 前条の規定は法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第2項の総務省令で定める事項を記載した書類に関する事項のうち省令第4条の2の8第3項第2号の管理者が定める事項について準用する。この場合において、前条の見出し中「防火対象物点検報告特例認定申請書」とあるのは「防災管理点検報告特例認定申請書」と、同条第1号及び第2号中「防火対象物」とあるのは「防災管理対象物」と、同条第3号中「防火管理」とあるのは「防災管理」と、同条第4号中「法第8条の2の2の規定に基づく防火対象物点検報告に関する事項」とあるのは「法第36条第1項において準用する法第8条の2の2の規定に基づく防災管理点検報告に関する事項」と読み替えるものとする。

(火災警報発令基準等)

第7条 法第22条第3項の規定による火災警報は、次の気象条件を備えた場合で管理者が必要と認めるとき発令するものとする。

- (1) 実効湿度が60パーセント以下、最小湿度が30パーセント以下で、最大風速が8メートルを超える見込みのとき。
- (2) 実効湿度が70パーセント以下、最小湿度が35パーセント以下で、最大風速が12メートルを超える見込みのとき。
- (3) 平均風速15メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

2 前項の規定に基づき管理者が発令する場合は、条例第30条第5号に規定する区域について、その都度必要に応じ、管理者が指定するものとする。

(喫煙等の禁止場所の指定及び解除承認)

第7条の2 条例第24条第1項の規定により、喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みを禁止する場所は、同項各号に掲げる場所の中から消防長が別に指定する。この場合において、個別に指定を要する場所については、当該指定に係る場所の権限を有する者に通知するものとする。

2 前項の消防長が指定する場所において、業務上等やむを得ず喫煙し、裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込む場合の条例第24条第1項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、様式第1号の6による申請書を消防署長に提出しなければならない。

(火災等の通報場所)

第8条 法第24条第1項(法第36条において準用する場合を含む。)の規定による管理者の指定する場所は、消防本部及び分署とする。

(屋外タンク周囲への流出防止)

第9条 条例第32条の4第2項第10号の規定による屋外タンク周囲への流出を防止するための有効な措置は、次のとおりとする。

- (1) タンクの周囲にコンクリート等で造られた流出止めが設けられていること。
- (2) 前号の流出止めは、タンクの側板から0.5メートル以上離れていること。

(タンク室以外の部分への流出防止)

第10条 条例第32条の4第2項第10号の規定によるタンク室以外の部分への流出を防止するための有効な措置は、次のとおりとする。

- (1) タンク室の敷き居を高くする等の流出止めが設けられていること。
- (2) タンク室の床、周囲の壁、敷き居等がコンクリート、モルタル等で造られ、又は覆われていること。

(避難経路図)

第11条 条例第45条の2第1項及び第2項の規定により、備え付け、及び掲出する避難経路図は、次のとおりとする。

- (1) 避難経路図には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 避難施設及び避難器具の設置位置
 - イ 当該位置から屋外へ通じる2方向以上の避難経路
 - ウ 宿泊者、入場者その他の利用者に対する火災の伝達方法
 - エ その他避難に関し必要な事項
- (2) 避難経路図の大きさは、条例第45条の2第1項の規定によるものにあつては日本工業規格A4以上と、同条第2項の規定によるものにあつては日本工業規格A3以上とすること。
- (3) 第1号イの避難経路は、他の記載事項と容易に識別できるものとする。

(指定催しに係る防火管理等)

第11条の2 条例第49条の2第3項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定催しの開催場所
- (2) 指定催しの名称
- (3) 指定催しの開催期間及び開催時間

2 条例第49条の3第2項の規定による火災予防上必要な業務に関する計画の提出は、様式第1号の7によってしなければならない。

(防火対象物の使用開始届)

第12条 条例第50条の規定による、防火対象物の使用及び使用内容変更の届出は、様式第2号によってしなければならない。

2 前項の届出書に添えなければならない図面は、次の各号のとおりとする。

(1) 案内図

(2) 配置図

(3) 平面図

(4) 立面図

(火を使用する設備等の届出)

第13条 条例第51条の規定による火を使用する設備等の設置及びその変更の届出は、同条第1号から第8号の2までに掲げる設備にあつては様式第3号により設置工事開始の7日前までに、同条第9号から第12号までに掲げる設備にあつては、様式第4号、同条第13号に掲げる設備にあつては様式第5号、同条第14号に掲げる設備にあつては様式第6号により、それぞれ設備工事開始の3日前までにしなければならない。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第14条 条例第52条の規定による火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出は、同条第1号に掲げる行為にあつては様式第7号、同条第2号に掲げる行為にあつては様式第8号、同条第3号に掲げる行為にあつては様式第9号、同条第4号に掲げる行為にあつては様式第10号、同条第5号に掲げる行為にあつては様式第11号、同条第6号に掲げる行為にあつては様式第11号の2により、それぞれ当該行為を行う日の3日前までにしなければならない。ただし、事情やむを得ない場合については、口頭又は電話により届け出ることができる。

(指定洞道等の届出)

第14条の2 条例第52条の2の規定による指定洞道等の届出は、様式第11号の3によってしなければならない。

(指定数量未滿の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出)

第15条 条例第53条の規定による指定数量未滿の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出は、様式第12号によってしなければならない。

2 条例第53条第2項の規定による指定数量未滿の危険物等の貯蔵又は取扱いを廃止する場合の届

出は、様式第12号の2によってしなければならない。

(核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出)

第16条 条例第54条の規定による核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出は、核燃料及び放射性同位元素の貯蔵取扱いについては、様式第13号、毒物等消防長の指定する物質の貯蔵取扱いについては、様式第14号により、それぞれしなければならない。

(試験検査)

第17条 条例第54条の2第1項の規定により危険物又は指定可燃物を貯蔵するタンクの水張検査又は水圧検査を受けようとする者は、様式第15号の申請書に当該タンクの設計書、仕様書等を添えて申請しなければならない。

2 前項の申請に係る検査が終了したときは、様式第16号による検査済証を申請者に交付するものとする。

3 条例第54条の2第2項の規定により、消防用設備等について作動試験、性能試験又は完成検査を受けようとする者は、様式第17号の申請書に、当該検査に係る消防用設備等の設計書及び仕様書を添えて申請しなければならない。

4 前項の申請に係る検査が終了したときは、様式第18号の試験検査結果証明書を申請者に交付するものとする。

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第17条の2 条例第54条の2の2第3項の規定による公表の対象となる防火対象物は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第54条の2の2第3項の規定による公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第17条の3 条例第54条の2の2第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、敦賀美方消防組合ホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- (3) その他消防長が必要と認める事項
（り災証明）

第18条 条例第54条の3の規定によるり災証明書の交付を受けようとする者は、様式第19号のり災証明書交付申請書を提出しなければならない。

2 前項のり災証明書の交付を受けようとする者が条例第54条の3に規定する火災等により災した者（この項において「り災者」という。）以外のものであるときは、り災者の委任状又はり災者の代理等として正当に申請できる者であることを証するものを同項の申請書に添付しなければならない。

3 第1項のり災証明書交付申請書が事実と相違ないと認められるときは、様式第20号のり災証明書を申請者に交付するものとする。

（届出の承認）

第19条 第3条の規定に基づいて届出書が提出されたときは、当該届出書の1部に様式第21号に定める届出済の印を押して返付するものとする。

（消防長への委任）

第20条 この規則について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則により届出をなさなければならない事項で、この規則施行前において届出をなし、その後変更しないものについては、この規則により当該届出をなしたものとみなす。

附 則（昭和51年4月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月28日規則第1号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年12月14日規則第2号の2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年5月19日規則第5号）

この規則は、平成2年5月23日から施行する。

附 則（平成4年6月19日規則第2号）

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成10年9月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日規則第3号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月28日規則第3号）

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の次に4条を加える改正規定（第6条の2に関する部分を除く。）は、平成15年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 消防法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第274号）附則第2項の規定による施行の日前の特例認定については、第6条の4及び第6条の5の規定の例により行うものとする。

附 則（平成17年3月30日規則第3号）

この規則は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定中「第24条第2項及び第4項」を「第24条第2項及び第4項第2号」に改める部分並びに第7条の2及び様式第13号の改正規定は、平成17年4月1日から、第6条の改正規定中「、第23条の2」の次に「、第30条の6」を、「様式第1号の2」の次に「、条例第30条の6による特例の適用にあつては様式第1号の2の2」を加える部分及び様式第1号の2の次に1様式を加える改正規定は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年3月15日規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月1日規則第6号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は公布の日から、第9条及び第10条の改正規定は平成17年12月1日から、第6条の3の改正規定は平成18年6月1日から

施行する。

附 則（平成19年 3 月20日規則第 4 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 5 月27日規則第 4 号）

この規則は、平成21年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 7 月20日規則第 1 号）

この規則は、平成24年12月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 6 月30日規則第 2 号）

この規則は、平成26年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月26日規則第 3 号）

この規則は、平成32年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

燃料電池発電設備の標識		地 白色 文字 黒色
変電設備の標識		地 白色 文字 黒色
急速充電設備の標識		地 白色 文字 黒色
発電設備の標識		地 白色 文字 黒色
蓄電池設備の標識		地 白色 文字 黒色
気球所有者の標示の標識		地 白色 文字 黒色
禁煙の標識		地 赤色 文字 白色

裸火使用禁止の標識	250ミリメートル	500ミリメートル 裸 火 厳 禁	地 赤色 文字 白色
水素ガスを充てんする気球を掲揚又は係留する場所への立入禁止の標示の標識	300ミリメートル	600ミリメートル 立 入 厳 禁	地 赤色 文字 白色
喫煙所の標識	100ミリメートル	300ミリメートル 喫 煙 所	地 白色 文字 黒色
少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識	300ミリメートル以上	600ミリメートル以上 少量危険物貯蔵取扱所	地 白色 文字 黒色
危険物品の持込禁止の標識	250ミリメートル	500ミリメートル 危険物品持込み厳禁	地 赤色 文字 白色
指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識	300ミリメートル以上	600ミリメートル以上 指定可燃物貯蔵取扱所	地 白色 文字 黒色
移動タンクにより指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識	300ミリメートル以上	300ミリメートル以上 指 可 燃 定 物	地 黒色 文字 黄色の 反射塗料

別表第2（第5条関係）

少量危険物の類、品名及び最大数量を掲示した掲示板	300ミリメートル以上	600ミリメートル以上 第○類 品名 ○○○○ 最大数量 ○○○○	地 白色 文字 黒色
指定可燃物の品名及び最大数量を掲示した掲示板	300ミリメートル以上	600ミリメートル以上 品 名 ○○○○ 最大数量 ○○○○	地 白色 文字 黒色
禁水の掲示板	250ミリメートル以上	500ミリメートル以上 禁 水	地 青色 文字 白色
火気注意の掲示板	250ミリメートル以上	500ミリメートル以上 火 気 注 意	地 赤色 文字 白色
火気厳禁の掲示板	250ミリメートル以上	500ミリメートル以上 火 気 厳 禁	地 赤色 文字 白色

火気注意及び整理整とんの掲示板	250ミリメートル以上	500ミリメートル以上	地 白色 文字 黒色
		火 気 注 意 理 整 と ん	

別表第3 (第5条関係)

定員の表示板										
表	318ミリメートル		裏							
	250ミリメートル	定 員 <input type="text"/> 名 秋賀美方消防組合消防本部算定		<table border="1"> <tr> <td>対象名</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定員内訳</td> <td>椅子席</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>立 席</td> <td>名</td> </tr> </table>	対象名	年 月 日	年 月 日	定員内訳	椅子席	名
対象名	年 月 日	年 月 日								
定員内訳	椅子席	名								
	立 席	名								
<p>横線及び定員枠 金色 定員枠内の地 白色</p> <p>上部及び下部の地 白色 「定員」及び「名」の文字 青線で縁取りした白色</p> <p>中央部の地 赤色</p>										
満員札										
250ミリメートル	500ミリメートル		地 薄水色 文字 濃紺色							
	<p>只今場内満員につき</p> <p>しばらくお待ちください</p>									